

ラベルバンク新聞

発行所
株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島 5-12-8
新大阪ローズビル 6F
TEL：06-6838-7090
FAX：06-6838-7091
<https://ssl.label-bank.co.jp/customer@label-bank.co.jp>

第 147 号

前回「変わりゆく食品市場と各国における表示規制の動向について」を紹介して以降、新型コロナウイルスの蔓延により、世界の健康をとりまく状況がその市場に急激に大きく変化しました。その結果、免疫力を高めたいという消費者のニーズに応じて、より多くの健康食品やサプリメントが出現するようになりました。それゆえに、国際的にみて、消費者の誤解を防ぎ、食品の安全性と品質を保証するための努力が注目されています。食品表示は、私たちに正しい情報を提供し、製品の選択を容易にさせる究極の鍵ともいえます。今回は、健康トレンドの要素を中心に各国の最新情報、実際の日本の表示規制の状況と比較しながらお話ししたいと思います。

1. 栄養成分表示に関する最新情報

米国の規制では、ほとんどの加工食品（ベーカーリー、冷凍食品、缶詰、飲料、菓子など）に栄養成分表示が義務付けられています。従来、食品（すなわち、果物、野菜、魚等の生鮮食品）は任意表示となっていました。新しい栄養成分表示は、包装済み食品で目にするようになります。すでに表示切替の期限を過ぎていますが、単一成分の糖類製品（蜂蜜、メープルシロップ、一部のクランベリー製品など）を扱うメーカーは、年間売上高にかかわらず、今年の 7 月 1 日まで切替の猶予があります。ちなみに、日本ですべての加工食品を対象とした栄養成分に関する施行の移行期間は、2020 年 3 月に終了しています。

一方、欧州委員会（European Commission、略称：EC）は、欧州食品安全機関（European Food Safety Authority、略称：EFSA）と協力し、パッケージの前面

最新版：各国の食品表示規制のトレンドと現在の状況

Front-of-pack（FOP）の栄養成分表示の義務化と特定の表示に対する規制を「調和」させるための提案を提出する予定で、その欧州委員会（EC）の活動を支援するための科学的意見を 2022 年 3 月までに提出するよう要請されています。FOP の栄養成分表示は、英国でも継続的な関心事となっています。これは、エネルギー表示の他に製品中の脂肪、飽和脂肪、砂糖、塩の含有量を消費者がよりよく理解できるようにするため、信号機の色（高赤、中（黄）、低（緑）をコンセプトとした表示です。なお、この栄養表示制度に対する消費者のよりよい理解を図るための意見募集は、2020 年 11 月までに終了しています。

英国では、2021 年 1 月 1 日以降、栄養成分関連の表示、組成、基準等に関するガイダンスが始まっているものと思われる。

「信号機の色」といえば、2019 年 10 月 10 日、社会的に増加している 2 型糖尿病の症例と継続的に取り組むためシンガポール保健省（Ministry of Health、略称 MOH）は、糖分や飽和脂肪の含有量が低いすべての包装済みノンアルコール飲料に「Nutri-Grade FOP」とも呼ばれる）を義務付けることを発表しました。

ラベルの栄養成分表示部分は、4 つの色分け（緑、薄緑、オレンジ、赤で表示され、色分けに続き記載される文字（A、D）は糖分や飽和脂肪の含有量を表しています。D は最も不健康な含有量を表し、販売者・製造者は関連するマスメディア広告を行うことができず、シンガポール政府は現在、より健康的な飲料のための配合見直しをメーカーに促しています。

考え方や過程に違いはあっても、最終的な目標は「肥満やそれに起因する病気を防ぐことで消費者の健康を守り、向上させること」です。

以上が、各国の栄養成分表示に対する捉え方の事例ですが、「健康」に関する商品については、政府によって分類がかなり異なります。日本の健康食品の表示制度については、ラベルバンク新聞第 142 号をご覧ください。

2. 添加物に関する最新情報

食品添加物の使用許可範囲は、新しい科学的証拠が得られたり、特定の物質を食品に使用することによって長期的な結果が得られたりすることにより、常に変化しています。また、日本では、消費者に誤解や混乱を与えないよう、甘味料、保存料、着色料、香料に使用される「人工」や「合成」という用語の使用が 2020 年 7 月 16 日から食品表示基準から削除されています。なお、経過措置期間として、2022 年 3 月 31 日まで製造され、加工され、又は輸入された加工食品（業務用加工食品を除く）及び同日までに販売される業務用加工食品の添加物の表示については、従前の例によることができることとしています。

韓国では、2021 年 3 月 9 日に食品添加物の規格・基準に関する一部改正通知を出しました（即日発効）。主な内容は、食品添加物の天然由来の認定範囲の拡大に関するもので、特に安息香酸は天然で微量を検出され、技術的な影響や安全性に影響を及ぼさないというものです。そのほか、4 つの添加物（酢酸エチル、インプロピルアルコール、ナisin、ソルビン酸）の使用基準の改訂、器具などの殺菌・消毒剤に関する規制の再編成に伴う食品消毒剤の改良、シリボヌクレオチド二ナトリウムなど 8 つの食品添加物の試験方法の改良、フクシン亜硫酸試液（重）の製造方法の改訂などが行われています。

また、カナダと台湾で使用する添加物とその基準に関する発表や更新もいくつか行われています。カナダ政府と「台湾衛生福利部食品藥物管理署」のニュースページを確認することをお勧めします。

3. 強調表示と警告表示

新型コロナウイルスの大流行の中、消費者に誤解を与えないようにするために、健康関連商品の強調表示に関心が集まっています。日本では、消費者庁が先日、科学的根拠のない健康強調表示を用いてウイルスの予防効果をアピールすることにいう、通達を出しました。これは、誤解を招くような表示から消費者を守り、透明性を確保するためのものです。

また、消費者庁はこれまでに 3 回の議論を行い、医学的・栄養学的に適切な科学的根拠が確立されている場合には、特保（特定保健用食品）製品に「疾病リスクの低減」という表現を使用することを認めています。現在、関係する成分の中では、カルシウムが 30 件、葉酸が 0 件となっています。詳細については、国内外の疾病リスク低減の訴求事例を紹介したラベルバンク新聞第 145 号をご参照ください。また、シンガポールでは健康強調表示の使用をコントロールする戦略が採用されており、許可された健康強調表示の正確なリストと一定の基準の下でのみ使用することができ、さらなる手引きとして、「Vitamins and Nutrients Calculator」を参照することをお勧めします。

一方、グルテンフリーの表示に関連して、米国では発酵食品や加水分解食品の表示に関連する通知が発表されました。次にまとめてみました。

【米国】

通知日…2020 年 8 月 13 日
発効日…2020 年 10 月 13 日

この通知は、発酵または加水分解された食品または発酵または加水分解された原材料を含む食品の「グルテンフリー」表示に関する適合要件に焦点をあてたものです。アメリカ食品医薬品局（FDA）はこれまで同量の完全なグルテンタンパク質を検出・定量するのに有効な分析法を確立していないため、「グルテンフリー」を謳った食品は、製造者の記録に基づいて判断されることになりました。ポイント：製造工程でのグルテンのクロスコンタミが起らないようにすること、すべての防止策がとられていることです。

※裏面に続きます。

この通知を通してFDAは、セリアック病患者が誤解を受けることなく、真実で正確な情報を受け取ることができるよう努めています。

また「有機生産および有機製品の表示に関する欧州議会・理事会規則、Regulation (EU) 2020/1693 of the European Parliament and of the Council of 11 November 2020 amending Regulation (EU) 2018/848 on organic production and labelling of organic products as regards its date of application and certain other details referred to in that Regulation」は2020年11月20日に発行された有機生産と有機製品の表示に関連の規則ですが、Council Regulation (EC) No 834/2007を廃止後の新しい適用期限を確認することができそうです。状況になることをお勧めします。英国の状況が気になるところですが、欧州委員会はEU離脱後の2021年1月1日から1年間、英国で運営されている6つの有機認証制度を承認しています。

4. アレルゲン表示

アレルゲンは、特定の原材料に敏感な消費者にとつて、非常に重要な問題です。以下の国のアレルゲン表示の最新情報は次のとおりです。

【英国】

通知日	2020年10月1日
発効日	2021年10月1日

以前は、直販用包装食品（PPDS）にアレルゲンの含有量や原材料が記載されていないことで、アレルゲンが含まれていないと信用する消費者や、店員に含有量を質問する消費者もいました。それでは十分に効果が出ているとはいえず、消費者保護も行われているとはいえません。そして、繰り返し起こるアレルゲン関連の事件を受けて、食物アレルゲンや不耐性を持つ消費者を保護するために、これらの製品には、食品名、全原材料リスト、そしてリスト内でアレルゲンを強調して表示することが義務付けられることになりました。

PPDSとは、消費者向けの販売・提供

場所が同一で、注文・選択前にこの包装がされる食品のことで、(例：ツナサラダ、ベークリー製品、サラダ、カップに入った、 Pasta など) 以下の 14 種類の原材料が影響力の強いアレルゲンとして確認されています。

セロリ、クルデンを含む穀類（小麦、オート麦など）、卵、魚、殻類（エビ、カニ、ロブスターなど）、ムール貝、カキなど）、マスタード、ピーナッツ、ごま、大豆、二酸化硫黄と亜硫酸塩（10ppmを超えるもの）、木の实（アーモンド、ヘーゼルナッツ、クルミ、ブラジルナッツ、カシューナッツ、ペカン、ピスタチオ、マカデミアナッツ）これらの原材料は、太字、斜体など目立つように表記しなければなりません。また、「may contain」や「not suitable for」などの表現も認められています。イングランド、ウェールズ、北アイルランドで適用されます。

【オーストラリア、ニュージーランド】

通知日.. 2021年2月25日

移行期間…3年間

オーストラリア・ニュージーランド食品基準コード (the Code) では、食品アレルギーの表示について、以下の新しい要件が導入されました。

- ・食品ラベルの特定のフォーマットと位置

- ・太字のシンブルで平易な英語での表現
- ・原材料表示では、規定の名称が原材料名と同一であるか、または原材料名に含まれている場合 (Sesame seeds, buttermilk (milk)) を除き、規定の名称を原材料ごとに別の単語として記載しなければなりません。

- ・義務表示であるすべての原材料表示の概要「(Contains)」で始まる規定の名称を用いて、義務形式にそって記述する必要があります(例: Contains sesame, gluten, almond, milk)。木の実に關するアレルギーと海産食品は規定の名称で記載する必要があります。

参照：

【1. 栄養成分表示に関する最新情報】

1. 栄養成分表示の変更について（米国）
<https://www.fda.gov/food/food-labeling-nutrition/changes-nutrition-facts-label>

2. 調和のとれたパッケージ前面の栄養成分義務表示の開発と、食品の栄養・健康強調表示を制限するための栄養成分概要説明の設定に関する科学的助言の要請 (EU)
https://www.efsa.europa.eu/sites/default/files/EFSA-Q-2021-00026_M-2021-0007.pdf

3. 英国におけるパッケージ前面の栄養成分表示の成功に向けて：意見募集
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/905096/front-of-pack-labelling-q-consultation-document-english.pdf

4. 英国におけるパッケージ前面の栄養成分表示：成功に向けて
[government/consultations/front-of-pack-nutrition-labelling-in-the-uk-building-on-success](#)

5. 栄養法令の情報源（英国）
<https://www.gov.uk/government/publications/nutrition-legislation-information-sources>

6. よくある質問 (シンガポール)
https://www.ifaq.gov.sg/SFA/apps/fcd_faq_main.aspx?qt=rHrKP9zbClmsx2TBbssMxU7lqt6QK0d1uAEVmyePPZLz2F5aM1AuH0VMEC870a1p2Qc8o7tUHNQeP00aQ4C3Oo66cObgqx5%2FchVfJGfZTegfBR7sogZPl3ajmyk1%2FbYgaw859tUvXl0n3qk33Nal6tdtyvguLV2lMF55z02nxWyyZlOXnXpALZ6Z7WGuai82TqVqG5v5ic28UX2jdXkU6WwqvwtF2Cf2Z2Pq4q63DfHFA2110609D

7. 保健省（シンガポール）包装済み砂糖入り飲料からの糖分摂取を減らすための対策を導入
<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/moh-to-introduce-measures-to-reduce-sugar-intake-from-pre-packaged-sugar-sweetened-beverages>

【2. 添加物に関する最新情報】

1. 韓国食品添加物コードの一部改正 韓国食品添加物規格・基準 (No.2021-19)

https://impfood.mfds.go.kr/CFBDD02F02?tab1Page=1&tab1Limit=10&tab2Page=1&tab2Limit=10&active=00049&cntnts5n=368715&cntntsMngld1=00035&cntntsMngld2=00049&tab1SrchrCondition=&tab1SrchrText=&tab2SrchrCondition=&tab2SrchrText=

2. 資料 1-1 食品表示基準の一部改正について
2020 年 5 月（消費者庁食品表示企画課）
https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/doc/200525_shiryou1_1.pdf

【3. 強調表示と警告表示】

1. 食品表示：発酵・加水分解食品のグルテンフリー表示（米国）
https://www.federalregister.gov/document/s/2020/08/13/2020-17088/food-labeling-gluten-free-labeling-of-fermented-or-hydrolyzed-foods?utm_campaign=CFSANCU_Final_Rule_Gluten_Free_Labeling&utm_medium=email&utm_source=Eloqua

2. 新型コロナウイルスに対する予防効果を
標ぼうする商品等の表示に関する改善要請
及び一般消費者等への注意喚起について(消
費者庁)
https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms214_210219_01.pdf

【4. アレルゲン表示】

1. アレルゲン表示の変更の紹介 (PPDS) (英国)
<https://www.food.gov.uk/business-guidance/introduction-to-allergen-labelling-change-s-ppds>

2. オーストラリア・ニュージーランド食品
基準コード-スケジュール 9-義務注意事項
表示
<https://www.legislation.gov.au/Details/F2021C00195>

3. オーストラリア・ニュージーランド食品
基準コード - 基準 1.2.3 - 情報要件 - 警告、
注意事項と表示
<https://www.legislation.gov.au/Details/F2021C00202>

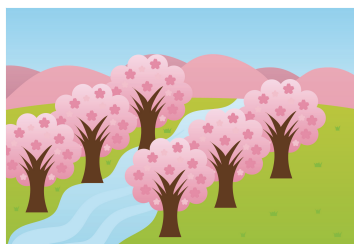
結論として、前述のとおり政府の努力は、食品表示規制の更新と改善に取り組み、このように、新型コロナウイルスからの免疫強化と予防に関連する効果の強調表示を謳った健康食品を管理することに分かれていくといえます。このような努力は、そのような製品を消費することによって生じる誤認や不幸な結果を避ける為のものです。

なお、英国に食品を輸出する場合、EU離脱後の表示規制や要件はかなり混乱するかもしれませんが、EUの法律が英国でも正しく機能するように、制定されたEU離脱に関する法律を常に読み合わせておくことを強くお勧めします。

Legislation.gov.uk
<https://www.legislation.gov.uk/>

Approved additives and E numbers
<https://www.food.gov.uk/business-guidance/approved-additives-and-e-numbers>

（イクラム



世の中は
三日見ぬ間の桜かな

(ことわざ)

今月の「お気に入り」言葉



※ラベルバンク新聞を郵送からメール配信への切替をご希望の場合、お手数ですが右記までご連絡くださいませ。→ customer@label-bank.co.jp